

監事監査報告書

令和5年5月30日

学校法人 栗岡学園
理事会・評議員会 御中

学校法人 栗岡学園

監事 九折洋志夫
監事 岡崎仁亮

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人栗岡学園寄附行為第36条の規定に基づき、学校法人栗岡学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査と連携し計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人栗岡学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。